



みんなで育てよう!

連載第5号

市民基本条例

これまで、連載1(市民の権利と責務、役割)、連載2(議会・行政の責務と役割)、連載3(まちづくりをしやすい環境づくりのために行政が取り組むこと)、連載4(市民参画・情報共有等、市民が市政運営に参加できる仕組みづくり)について紹介してきました。

今回は、「住民投票」・「対馬らしさの追求」についてご説明します。

日本の地方自治は、市長、市議会議員を住民の代表とする間接民主制(解説)を採用しています。『住民投票』は、それを補い自治を充実させる制度として位置づけられています。

これは、住民投票制度の趣旨を尊重するために市民基本条例に定められた『市民参画の原則』に基づいて、直接住民の賛否を問うことができるため、住民が市政に参加できる究極の仕組みといえます。

本市の住民投票の取り扱い

住民(市議会議員及び市長の選挙権を有する者)、議会議員及び市長は、市政に関する重要事項について、住民の意思を直接確認するために、住民投票の実施を「請求(解説)」又は「発議(解説)」することができる。

市長は、住民投票の「請求」又は「発議」に対して、投票の目的、投票者の資格等必要な事項を事案に応じて、別に条例で定めることにより住民投票を実施できる。

【解説】

間接民主制

住民が直接政治に参加するのではなく、住民が選挙で選んだ代表(市議会議員・市長など)に政治を託し、間接的に政治に参加すること

請求

住民は、地方自治法の規定により、有権者の総数の50分の1以上の署名を集め、住民投票について規定した条例を制定することを市長に請求できる

発議

議会議員は、地方自治法の規定により、市議会議員の定数の12分の1以上の賛成により、住民投票について規定した条例を市議会に提出できる

そうなんです! 対馬市の住民投票制度は、非常設型で、案件ごとに定められることになっています。

本市の住民投票の仕組みの特徴

常設の住民投票条例を定めていないため、案件ごとに個別に住民投票条例を制定(市議会で議決)し、状況に応じて対応することとしています。これを、非常設型(個別型)といいます。

ただし、住民投票を行うことのできる住民は、『市議会議員及び市長の選挙権を有する住民』となっているため、市民全員が行使できる権利ではないことをご理解ください。

対馬らしさの追求

対馬の地理的、歴史的な特色を生かしたまちづくりを推進しよう。

私たちに語り継がれてきた先人の教えや偉業を大切に、様々な「対馬らしさ」を生かし、その時代に応じたまちづくりを柔軟に、恒久的に行っていくことを定めた条文です。

今回ご説明した内容は、対馬市市民基本条例第6章、第7章に定められています。

次回は、[条例の検証及び見直し]について紹介します。

問い合わせ 地域再生推進本部 協働のまちづくり推進グループ 0920(53)6111